

自然豊かな街並みとするために 生け垣をつくいませんか？



富岡町生け垣等推進事業 ～生け垣補助制度のご案内～

富岡町では花と緑にあふれる街並みづくりを目指し、

生け垣をつくっていただく場合には費用の補助を行います。

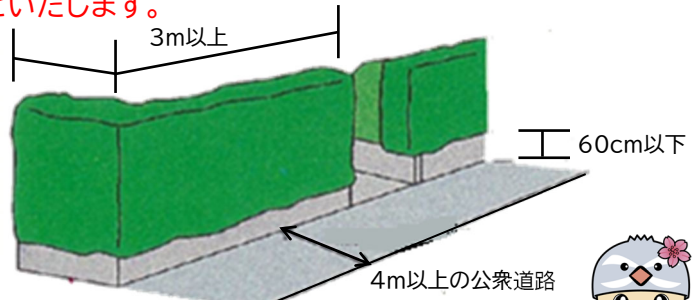
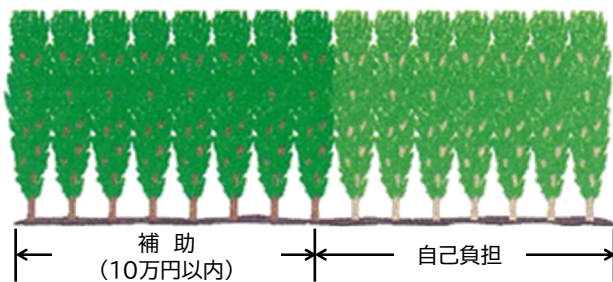


補助を受ける大前提として、道路に面して生け垣を設置する。または、道路に面したブロック塀等を取り壊して生け垣を設置することが条件となっております。ご了承ください。



生け垣を作る場合

業者工事、自主工事どちらでも補助を受けることができます。ただし、自主工事の場合は、苗木等の購入に要する費用に限って補助の対象といたします。



補助の額は、生け垣設置1mあたり5,000円を限度とします。

ただし、算出した際の補助の額が10万円を超える場合は、10万円を限度といたします。

【①算出例(m当たり5,000円を超える場合)】

9万円で8mの生け垣を設置(m当たり11,250円)
 $8m \times 5,000円(1m当たりの限度額) = 40,000円$
この場合、40,000円が補助金の決定額となります。

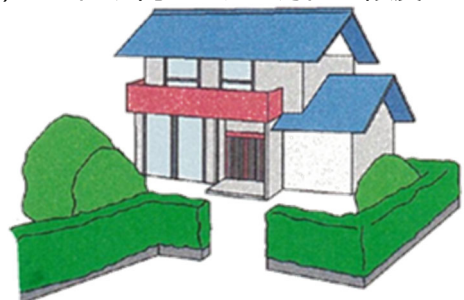
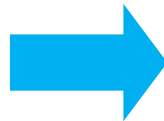
【②算出例(m当たり5,000円を超えない場合)】

4万円で10mの生け垣を設置(m当たり4,000円)
この場合、m当たり上限の5,000円以内なので、
40,000円が補助金の決定額となります。

ブロック塀などを壊して 生け垣を作る場合

生け垣をつくるために、ブロック塀などを取り壊す場合は、その工事費を補助します。

補助の額は、1㎡当たり3,000円以内とし、10万円を限度とします。



ブロック塀を取り壊して生け垣をつくっていただくと、上記生け垣設置の補助と併せて、ブロック塀等の撤去の補助を受けられます。建築基準法に抵触するブロック塀などを、この機に生け垣にしてみたいはいかがですか。

※生け垣補助を受けるためには、いくつかの条件を満たす必要がございます。

詳しい内容については、インターネットにて「富岡町生け垣等推進事業補助金交付要綱」

https://public.joureikun.jp/tomioka_town/reiki/act/frame/frame110000393.htm

をご確認いただくか、担当部署である富岡町役場 都市整備課 都市計画係までお問い合わせください。

★おたずね・ご相談・補助のお申込み★

☎0240-22-2111

都市整備課 都市計画係

